

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員等の公務災害補償等に関する条例（案）要綱

### 1 制定する目的

議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関し、必要な事項を定めるためである。

### 2 制定する内容

- (1) 条例の目的を定めること。（第1条関係）
- (2) 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等については、鳥取市の同条例の規定を準用すること。（第2条関係）

### 3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

**鳥取県東部広域行政管理組合職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例（案）要綱**

**1 改正する目的**

鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、所要の整理を行うためである。

**2 改正する内容**

準用条例（鳥取市職員の育児休業等に関する条例）の読替規定を改正すること。

**3 施行期日**

令和2年4月1日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第2条 鳥取県東部広域行政管理組合職員の育児休業等に関しては、鳥取市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取市条例第2号）の規定を準用する。この場合において、同条例第2条第4号中「鳥取市職員の定年等に関する条例」とあるのは「鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第2条の規定により準用する鳥取市職員の定年等に関する条例」と、同条例第3条第4号中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例第7条第1項中「鳥取市職員給与条例」とあるのは「鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第5号）第2条の規定により準用する鳥取市職員給与条例」と、同条例第8条第2項中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例第9条第1項中「鳥取市職員退職手当支給条例」とあるのは「<b>鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例第3条</b>の規定により準用する鳥取市職員退職手当支給条例」と、同条例第12条中「鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのは「鳥取県東部広域行政管理組合職員の服務等に関する条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）第2条の規定により準用する鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第2条 鳥取県東部広域行政管理組合職員の育児休業等に関しては、鳥取市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取市条例第2号）の規定を準用する。この場合において、同条例第2条第4号中「鳥取市職員の定年等に関する条例」とあるのは「鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第2条の規定により準用する鳥取市職員の定年等に関する条例」と、同条例第3条第4号中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例第7条第1項中「鳥取市職員給与条例」とあるのは「鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第5号）第2条の規定により準用する鳥取市職員給与条例」と、同条例第8条第2項中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例第9条第1項中「鳥取市職員退職手当支給条例」とあるのは「<b>鳥取県東部広域行政管理組合職員の給与等に関する条例第4条</b>の規定により準用する鳥取市職員退職手当支給条例」と、同条例第12条中「鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのは「鳥取県東部広域行政管理組合職員の服務等に関する条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）第2条の規定により準用する鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と読み替えるものとする。</p>

鳥取県東部広域行政管理組合特別職の職員の報酬等に関する条例の  
一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

公務災害補償の規定に関し、所要の整備を行うためである。

2 改正する内容

公務災害補償の規定を削除すること。（第1条関係及び第7条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合特別職の職員の報酬等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項、第203条の2第4項及び第204条第3項_____の _____の規定に基づき、特別職の職員の報酬<b>及び旅費</b> _____に関し必要な事項を定めることを 目的とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項、第203条の2第4項及び第204条第3項<b>並びに地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条</b>の規定に基づき、特別職の職員の報酬、<b>旅費及び公務災害補償</b>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><b>(公務災害補償)</b></p> <p><b>第7条 議会の議員、監査委員、介護認定審査会委員、障害者総合支援審査会委員、審査会及び審議会等の委員その他の構成員並びにその他の特別職の職員の公務上の災害に対する補償に関しては、鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取市条例第31号）の規定を準用する。</b></p>